



2023年8月29日

各 位

会 社 名	株式会社ダイフク		
代表者名	代表取締役社長	下代	博
	(コード：6383 東証プライム)		
問合せ先	常務執行役員CFO	日比	徹也
電話番号	06-6472-1261 (代)		

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2023年8月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の改善及び株式数削減を通じた1株当たり株式価値の向上を図るとともに、新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、資金調達を円滑に実行するため

2. 取得に係る事項の内容

- |                |                                                                 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類  | 普通株式                                                            |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 10,000,000株 (上限)<br>(2023年7月31日時点の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合2.64%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200億円 (上限)                                                      |
| (4) 取得期間       | 2023年8月30日から2023年12月31日まで                                       |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付け (立会外買付取引を含む。)                                  |

(注) 市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われないことがあります。

(ご参考)

- 当社は、2023年8月29日開催の取締役会において、2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行することを決議しております。かかる調達資金の一部は、上記の自己株式取得資金に充当される予定です。詳細は、2023年8月29日付の当社プレスリリース「2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

本報道発表文は、当社の自己株式取得に係る事項の決定に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

2. 当社は、取得する株式の総額を200億円相当とする事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得を、2023年8月30日に行うことを決定しております。詳細は、2023年8月29日付の当社プレスリリース「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」をご参照ください。

3. 2023年7月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く。） 378,092,409株

自己株式数 1,737,822株

（注）当社が導入する「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式を自己株式に含めておりません。

以 上

本報道発表文は、当社の自己株式取得に係る事項の決定に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。